

朝日新聞 6月10日

400億円の申告漏れ取り消し 森トラストに追徴税還付

こんな報道がなされています。

不動産開発大手の森トラスト（東京都港区）が東京国税局に指摘された約400億円の申告漏れについて、東京国税不服審判所が全額を取り消す裁決をしたことがわかった。すでに納めた追徴税約150億円に還付加算金が上乗せされ、同社に返された。

関係者によると、同社はホテル「虎ノ門パストラル」の跡地を売ることにして、取得価格とその時点の評価額の差額を損失として計上。国税局は「売却しようとした形跡はなく、損失計上できない」と判断、2012年3月期までの3年間で約400億円の申告漏れを指摘し、同社が審判所に審査請求していた。

国税局は審判所の裁決に従うルールになっている。同社は「主張が受け入れられ、全面的に解決することができた」としている。

審判所での救済率は約8%程度ですが、全部取り消しは2%程度。50件に1件しかない、全面納税者勝ちの採決だったわけです。

審判所は行政内部の救済ですから、行政は裁判の第1審判決で負けた場合とは異なり、もう争えません。これで確定です。ですから、サイコー！なんです。

私も弁護士登録している身なので、こういう場合、誰が代理人になって、一体いくら報酬を受けたのだろうと想像してしまいます。150億も勝てたんですから、成功報酬だと5%でも7億円以上になりますので、私が担当していたらこれで一生安泰だな～、等と考えてしまいます。

一時巨額訴訟で納税者が勝つ事件が相次ぎ、弁護士の目の色が変わりましたが、実はこのような巨額訴訟は大手弁護士法人が受注し、おそらくタイムチャージ制だと思います。ですから、勝っても負けてもたぶん大きな変化はないと推測しています。

この事件は事実認定が争点だったようで、比較的納税者の主張が通りやすい事件だったかもしれません。通達が法解釈を誤っているというようなことを争点とすると、まず勝てません。

審査請求する納税者は1年間にだいたい600前後。巨額の事件は弁護士さんが審査請求段階でもつきますが、通常は税理士さんだけで審査請求することが多いのです。弁護士がもっと関与すれば、救済率はもう少し上がるかもしれません。